

## 「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業費補助金交付要綱

制定 令和3年5月24日付第202100050151号

鳥取県農林水産部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響による需要の落ち込み等(以下「コロナ禍」という。)の影響を受けた県内に主たる事業所を有する者(以下、「県内事業者」という。)が行う県産農林水産物及びその加工品を対象とした外出自粛に伴い自宅で過ごす時間が長くなっている状態での消費の需要(以下、「巣ごもり需要」という。)等における需要喚起・消費回復を促すとともに、食のみやこ鳥取県の魅力発信につなげることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費のうち、消費税及び地方消費税を除いた経費(以下「補助対象経費」という。)の額に、同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(同表の第5欄に定める額を限度とする。)以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として令和3年11月30日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 本補助金の増額を伴う変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する

日又は完了の日の属する年度の2月19日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(事業終了後の検査)

第8条 知事は、実績報告のあった交付事業者に職員を派遣し、対象事業に係る帳簿その他の証拠書類を検査させることができる。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年5月24日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
<p>コロナ禍の影響を受けた県内事業者が行う、県産農林水産物及びその加工品を対象とした巣ごもり需要等における需要喚起・消費回復を促すことを目指す取組</p>	<p>県産農林水産物及びその加工品の販売を行う、県内に主たる事業所を有する事業者で、以下の条件をすべて満たす者（農林水産物消費回復緊急支援事業費補助金の対象となる団体を除く。）</p> <p>1 県産農林水産物及びその加工品の需要喚起・消費回復を促す取組を行うこと。</p>	<p>・県産農林水産物及びその加工品の販売促進費（チラシ作成、広告出稿、DM発送料、ホームページ改修等）</p> <p>※作成したチラシ・広告・ホームページ等で「食のみやこ鳥取県」のPRを併せて行うことを条件とする。</p> <p>※国・県の他の補助金の対象になった経費を除く。</p>	<p>1/2</p>	<p>200 千円</p>
	<p>2 「食のみやこ鳥取県」推進サポーターであること。</p> <p>3 新型コロナ安心対策認証店、又は新型コロナウイルス感染予防対策協賛店・協賛オフィスであること。</p> <p>4 本事業の対象となる県産品は県が推奨する商品でないことを承諾し、万が一補助対象商品に事故が生じた場合、責任は自ら負うこと。</p>	<p>・県民が県産農林水産物及びその加工品を県外へ発送する際の県内事業者が負担する送料</p> <p>※B to Cに限る。</p> <p>※国・県の他の補助金の対象になった経費を除く。</p> <p>※商品発送時には県が提供する県産農産物等のPR・キャンペーンチラシ等の同封を条件とする。</p>	<p>1/2</p> <p>ただし、配送1件当たり500円を上限とする。</p>	

\*補助対象経費のうち委託費については、県内業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

様式第1号（第4条・第7条関係）

「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業実施計画（報告）書

1 事業実施主体の概要

申請者	(法人の場合、法人名及び代表者職氏名)		
連絡先	電話番号		F A X
	E-mail		
所在地	〒		
販売する県産農林水産物及びその加工品の種類			
(該当する区分にチェックしてください。)			
<input type="checkbox"/> 新型コロナ安心対策認証店 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染予防対策協賛店 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染予防対策オフィス			

交付申請時にチェックしてください

補助金申請に当たり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

※誓約する場合は、上記の各項目にチェックをつけること

交付申請時の確認事項（以下の要件等をすべて満たすこと）※該当する箇所にチェックすること

① 鳥取県内に事業所のある法人又は個人事業主である。	<input type="checkbox"/>
② 新型コロナウイルス感染症により、事業の維持・継続に影響を受けている。	<input type="checkbox"/>
③ 現在事業を継続している。	<input type="checkbox"/>
④ 食のみやこ推進サポーターである。又は登録申請書を同時に提出する。	<input type="checkbox"/>
⑤ 新型コロナ安心対策認証店、又は新型コロナウイルス感染予防対策協賛店・協賛オフィスである。又は申請中である。	<input type="checkbox"/>

実績報告時にチェックしてください

補助金実績報告に当たり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

実績報告書の記載内容と事実に相違がないこと。

本補助金の対象となる支出に関する証ひょう書類を事業実施年度の翌年から起算し5年間（令和9年3月31日まで）保管すること。

前項の期間中、本補助金の対象となる支出に関する証ひょう書類を県から提出を求められた場合、提出に応じること。

※事業実施後であっても、県等の会計監査対象として、証ひょう書類の提出を求める場合があります。

※誓約する場合は、上記の各項目にチェックをつけること

2 事業計画（実績報告）

事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
事業内容	需要喚起等を促す取組を具体的に記載すること（実績報告時は取組の効果を具体的に記載すること）				
積算費用					
販売促進費	実施区分（該当する内容にチェック）	実施内容（単価・数量等）	対象経費（円）		
	<input type="checkbox"/> チラシ製作				
	<input type="checkbox"/> DM等の発送				
	<input type="checkbox"/> 広告出稿				
	<input type="checkbox"/> その他				
	小計			①	
	補助金額（小計×補助率1/2）			②	
県民が農林水産物及びその加工品を県外へ発送する際の県内事業者が負担する送料 ※B to Cに限る	対象経費（円） （県内事業者が負担する送料）	対象経費（円） × 補助率 1/2	上限（500円×配送件数）	補助金額（円） （AかBのいずれか低い額）	
	③	A	B	④	
	配送（予定）件数 件				
補助対象経費（円） ① + ③		補助金額（円） ② + ④ （1円未満切り捨て）			



様

職 氏 名 印

年度「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実費額について、「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業費補助金交付要綱（令和3年5月24日付第202100050151号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。